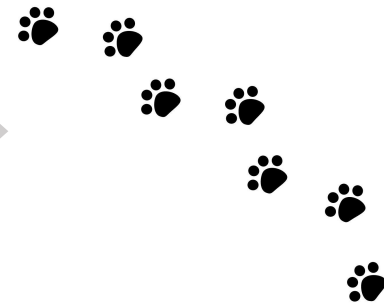


**在宅・テレワークで  
お仕事を始める前に...**

---

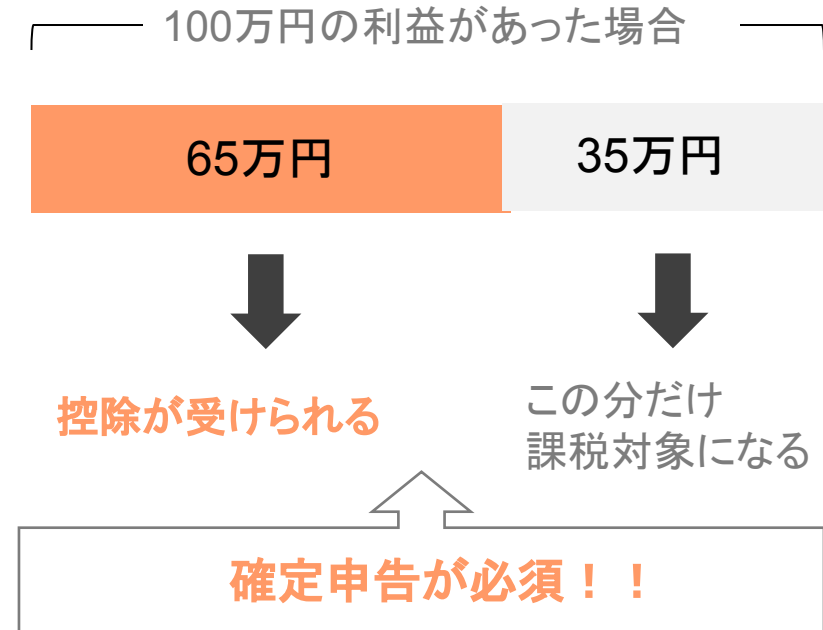
# **税金の基礎**

# 納税は必ずしましょう



税金は、必ず国へ納める義務があります。  
本業と別で仕事を始める場合確定申告が必要となる場合があります。状況・内容を確認の上お仕事を始めましょう。

- 副業の方は、年間**最大65万円の控除**が受けられます。  
パート・アルバイト・正社員の方の場合、事業所得となるため利益が65万円だった場合です。  
※ただし、**確定申告が必須**となります。
- 20万円以下の場合**は、確定申告の必要はなく**住民税の申告のみが必要**です。
- 専業主婦の方で旦那さんの**扶養内でお仕事がしたい場合は**  
**年収103万円以下**までとなります。
- 個人事業主(フリーランス)の方は、弊社とそれ以外での合算した利益から年間**最大65万円の控除**が受けられます。事業所得となるため利益が65万円だった場合です。  
※ただし、**確定申告が必須**となります。



個々により状況が異なるため、個別相談または勉強会で詳しくご確認くださいね。

# 確定申告

## 【確定申告とは？】

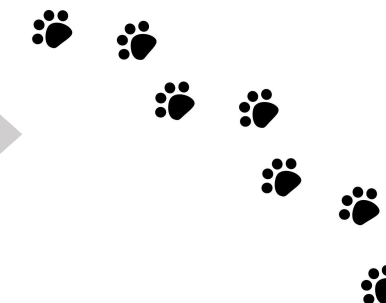
その年の1月1日～12月31日までの間に収入・支出、医療費や扶養親族の状況等から所得を計算した申告書を税務署へ提出し、納付すべき所得税額を確定することです。

- ①正社員として勤めている会社から給料をもらっている場合は、**給与所得**となり、**年末調整**が必要です。
- ②それ以外で仕事を行い報酬を受け取った場合は、**事業所得**となり、**確定申告**が必須です。
- ③勤めている会社とそれ以外で行った仕事の報酬を受け取っている場合は、**合わせたものの確定申告**が必要です。

ただし、**給与以外の年間「利益」が20万円以下**の場合は、**申告は不要**となります。ですが、**住民税の申告は必要**となります。



# 住民税



## 【住民税とは？】

地方税の一種で、都道府県が課税する都道府県民税（東京は都民税）、市区町村が課税する市町村民税の総称です。教育、福祉、救急、ゴミ処理など、地方自治体が提供する公共サービスをまかなう税金です。

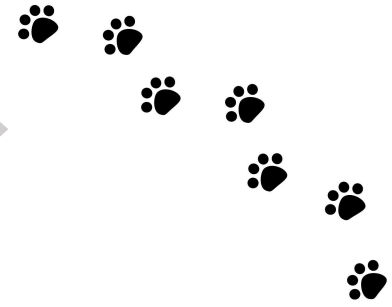
**給与以外の年間「利益」が20万円以下**の場合、**確定申告は不要**ですが**住民税の申告は必須**です。  
徴収方法は以下の二通りあります。

- **普通徴収**: 納付書によって年4回で納める方法
- **特別徴収**: 勤務先が徴収義務者となり毎月支払われる給与から天引きし、年12回で納める方法

勤務先が副業NGであった場合、年間20万円以下の利益で普通徴収での申告であれば、**勤務先は把握できないかもしれませんが、トラブルの原因にもなるので、勤務先に相談の上、副業を始めることをお勧めします。**

**副業OK**であれば特別徴収での申告を行い、勤務先へも報告を行えば問題はありません。

# 年間どれだけ稼ぎたいか？



「あなたは、どんな生活を送りたいですか？」

資産形成や自分の生活に見合ったお金の使い方が何よりも大切です。

副業をして収入を増やせれば生活が豊かになるかもしれませんが、稼げば稼いだけ税金の支払いが必要となります。稼ぐ以外でも、お金の守りの部分も考えながら、稼ぎたい費用を現実的にイメージしてみてくださいね。

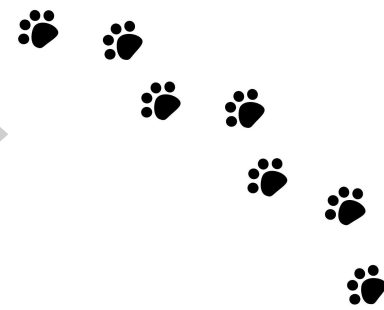
- 1、給与以外の年間「利益」が20万円以下の場合、確定申告は不要ですが、住民税の申告は必須。
- 2、年間65万円までの「利益」の場合は、確定申告の要件を満たせば控除の対象となる。
- 3、扶養内の場合、年間103万円以下の収入であることが条件となる。
- 4、収入が増えればその分税金の支払額も上がる。

まず、なぜ収入をあげたいのか？

そして、自分は、扶養内で働きたいか？申告に負担のないことが望ましいのか？

ぜひ考えてみてください。

# 青色申告の控除



青色申告者には様々な特典があります。

1、青色申告特別控除 2、赤字繰越3年 3、30万円未満固定資産の即時償却(全額経費にできる) 等  
その中でも最大65万円の控除を受けることができます。

年間の所得金額10万円・55万円・65万円の特別控除があり、  
それぞれ申請要件を満たしていないと受けることができません。

**条件1: 税務署長に申告手続きを実施する=「青色申告承認申請」と「開業届」を2ヶ月以内に同時に提出するのがおすすめ**

10万円・55万円・65万円全て対象

**条件2: 経理条件を満たすこと**

・簡単な経理処理

10万円対象

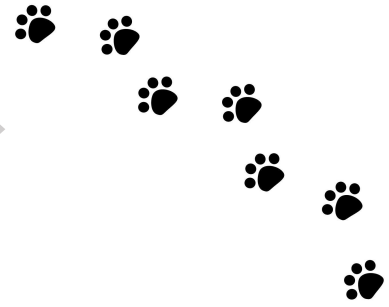
・厳格な経理処理

55万円・65万円全て対象

**条件3: 電子申告による確定申告**

65万円対象

# インボイス制度（消費税）



令和5年10月1日～適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。  
※令和5年9月末まで従来通りとなります。10月1日稼働業務から対象となります。  
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を請求することができます。

年間売上1000万円以下でも下記、どちらかの対応が必要となります。

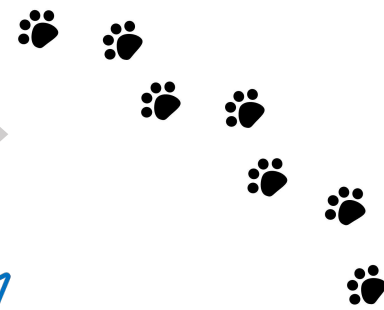
1、消費税を納める（課税事業者になる）

又は

2、免税して請求を行う

申請の仕方や詳細は、国税庁のホームページよりご確認ください。

# 青色申告の処理



**確定申告の要件を満たし行うことが、特別控除を受ける上で必要**ですが、各管轄の税務署によっても申請のポイントなどは異なることがあります。また税理士の先生によっても見解が分かれることがあるため、お近くの税務署に確認をすることが一番です。



正直、税理士の先生など専門家の方に確定申告のサポートをお願いすると最低でも10万円ほどはかかってしまいます。

せっかく稼いだお金を個人で10万円支払うのは難しいものもありますよね。そのため、税理士の先生に依頼するより安く抑えたいのであれば

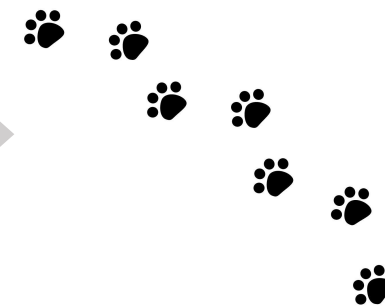
- 1、自身で申告を行う
  - 2、青色申告会や商工会に加入して指導してもらう(有料)※2法人はNGのため個人事業主のみ
- 2つがベストでしょう。

その中でも65万円の特別控除を考えているのなら、簿記3級程度の知識があると申告の時にスムーズになります。実際に申告をする時は、収入と支出をそれぞれ全て申告します。そのため、**仕訳入力という経理処理が必須**となります。





# 利益とは？



## 【利益とは？】

これまでに利益や所得金額と何度か出ておりましたが、  
**収入から支出を引いた費用が利益であり、所得金額です。**

収入

—

支出

=

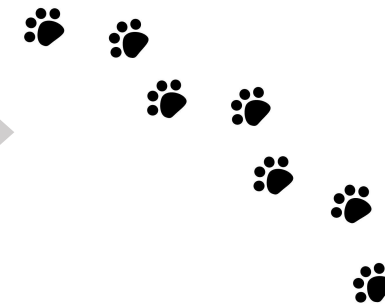
利益(所得金額)

そのため、**利益20万円以下**の場合は、**住民税のみの申告でOK。**  
**それ以上になると確定申告(青色申告)が必須**となります。

## 【経費とは？】

経費という言葉は聞いたことがあると思いますが、  
**お仕事をする中で必要なものを購入することを経費**と言います。  
この経費については、どこまでがお仕事に必要なものを理解する必要があります。  
ですが、管轄の税務署などによってや税理士の先生によっても意見が分かれる箇所のため、  
迷ったら、管轄の税務署に問い合わせをすることをお勧めします。

# 経費の参考



## 旅費交通費

... 仕事を行う時の移動や打ち合わせなどの移動で発生する費用  
(電車・タクシー・レンタカー・飛行機 等)

## 会議費

... 打ち合わせの時に頼む飲食や会議室等の費用

## 消耗品費

... 10万円未満の事務用品などの費用  
(10万円を超えるパソコンなどは**固定資産**となる)

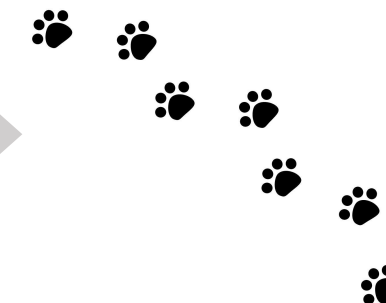
## 通信費

... 電話料金をはじめ、インターネット料金・スマホ料金・切手や葉書などの費用  
(スマホやインターネットの場合、私用で使っているものと割合を明確にする必要があります)

## 交際費

... 取引先や仕事で関連する方の接待やプレゼントなどの費用

# 最後に...

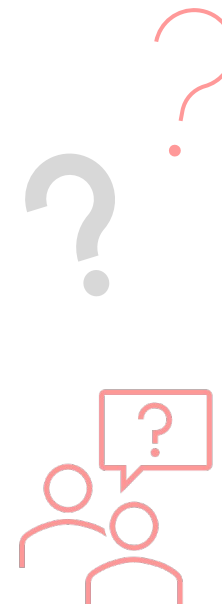


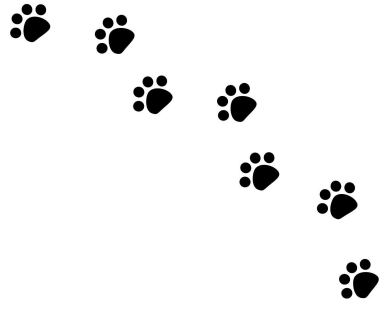
税金の基本情報をお伝えしましたが、  
その時の収入や、扶養家族の状況によっても変わってきます。

実際に「自分はいくら稼ぎたくて、どのようにしていけばベストなのか」は人によって違いますよね。

そのため、**お一人おひとりの状況を確認してアドバイスを実施させていただきます。**  
必要な場合は、お問い合わせください。

また、アドバイスを実施させていただく際は、法的責任を負わない範囲で行います。  
本来専門家の方にお問い合わせする場合費用が発生する内容のため、  
**お一人オンラインで30分までとさせていただきます。**  
お時間を無駄にしないためにも**事前に質問項目へのご返答を願い致します。**





**在宅・テレワークで  
お仕事を始める前に...**

---

# **税金の基礎**